

免許番号 共第104号

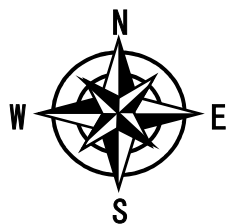
漁場の位置 洲本市炬口、中川原町及び安乎町地先

漁場の区域 次の点のうちA、ア、イ及びBを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。
ただし、次の区域を除く。

(除外区域) A、ウ、オ及びDを結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた区域。

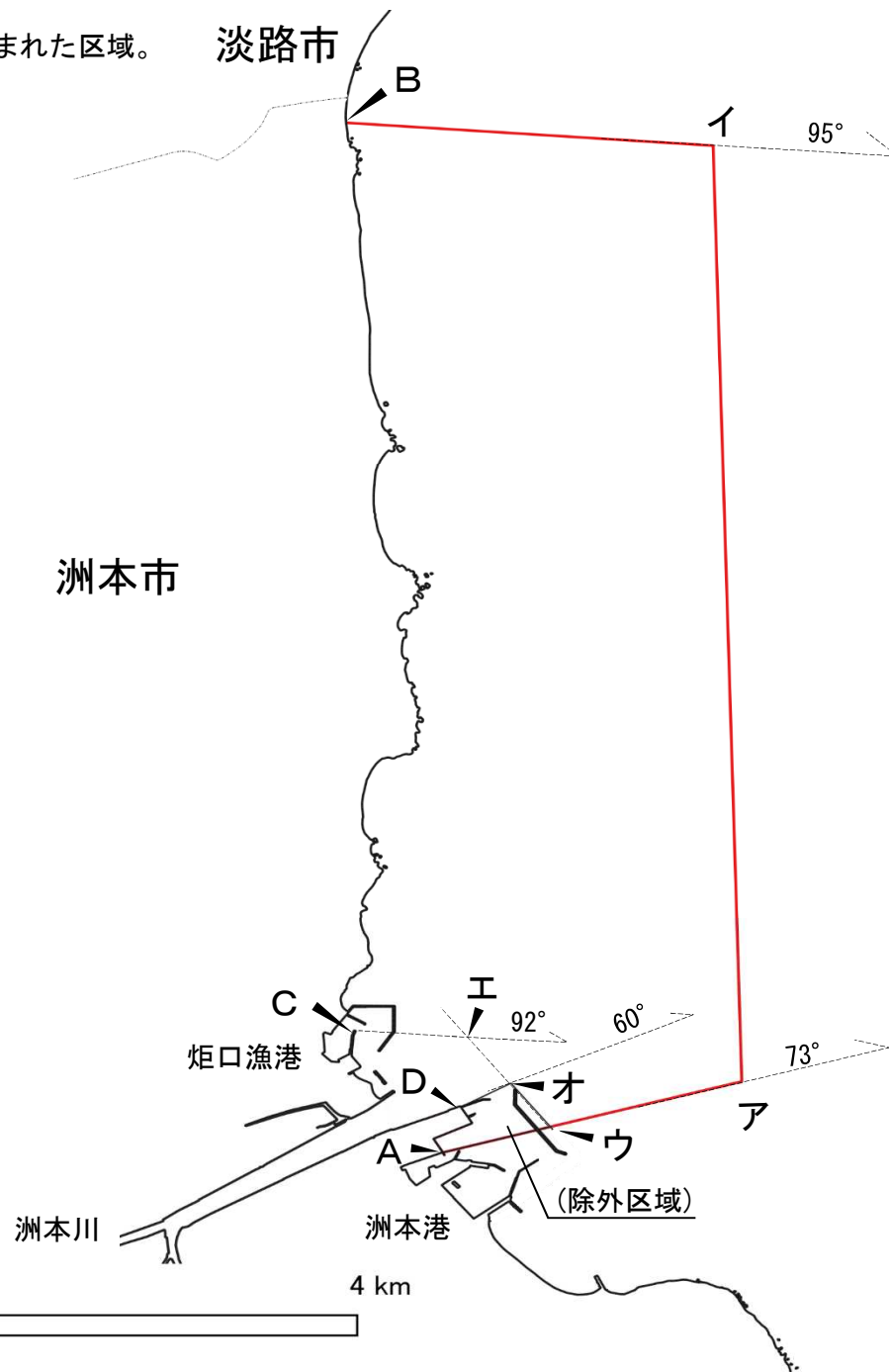
点の位置

- A 洲本市洲本港旧北防波堤東端
(北緯34度20.85分、東経134度53.94分)
- B 最大高潮時海岸線における洲本市・淡路市界
(北緯34度23.94分、東経134度53.68分)
- C 洲本市炬口漁港2号防波堤に沿い南方へ28メートルの点
(北緯34度21.19分、東経134度53.70分)
- D 洲本川右岸突端
(北緯34度20.98分、東経134度53.99分)
- ア Aから73度1,500メートルの点
(北緯34度21.08分、東経134度54.88分)
- イ Bから95度1,500メートルの点
(北緯34度23.87分、東経134度54.66分)
- ウ Aから73度460メートルの点
(北緯34度20.92分、東経134度54.23分)
- エ Cから92度480メートルの点
(北緯34度21.18分、東経134度54.02分)
- オ Dから60度に引いた線とウとエを結んだ線との交点
(北緯34度21.04分、東経134度54.13分)



令和5年9月1日 免許

共第104号



表示 番号	表 示										
	漁 場		別紙 漁場図のとおり			免許年月日		令和5年9月1日	存続期間	令和5年9月1日から 令和15年8月31日まで	
	漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		漁業の種類		主な漁獲物	漁業時期		制限又は条件
1	1	もずく漁業		1月1日から 7月31日まで		2	いそ刺網漁業		1月1日から12月31日 まで		潜水器を用いて水産動植物 を採捕するときは、別に知事 の許可を受けなければならない。
	1	わかめ漁業		2月1日から6月30日 まで		2	ます網漁業		1月1日から12月31日 まで		
	1	てんぐさ漁業		1月1日から12月31日 まで		3	地びき網漁業		1月1日から12月31日 まで		
	1	かき漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	あさり漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	あわび漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	とこぶし漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	さざえ漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	ばかがい漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	いせえび漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	うに漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	なまこ漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	たこ漁業		1月1日から12月31日 まで							
	1	ひじき漁業		1月1日から12月31日 まで							
1	にし漁業		1月1日から12月31日 まで								
海 区	兵庫県瀬戸内海海区			免許番号		共第104号		摘 要			

表示 番号	表 示	漁 業 権 区		漁 業 権 区	
		順位 番号		順位 番号	
1	表記のとおり漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日	1	洲本市炬口1丁目1番1号 洲本炬口漁業協同組 のため漁業権の設定の登録をする。 令和5年9月1日		